

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年4月8日提出
【発行者名】	ベアリング投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和田 浩己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	青木 賢次
【電話番号】	03-3501-6027
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ベアリング欧州株ファンド（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ベアリング欧州株ファンド（為替ヘッジあり）

（以下、「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるベアリング投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日<sup>1</sup>の翌営業日の基準価額<sup>2</sup>とします。

1 ロンドン（英国）の銀行休業日の場合にはお申込みを受付けません。

2 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社に対する照会は、下記においてできます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ：<http://www.bairings.com/jp>

**( 5 ) 【申込手数料】**

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料についてはお申込みの販売会社にお問い合わせください。なお、申込手数料には、消費税等がかかります。

「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社によっては、当ファンドと「ベアリング欧州株ファンド」の間で、スイッチング（乗換え）できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

スイッチングを行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。

販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合およびスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

申込不可日にはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

**( 6 ) 【申込単位】**

販売会社が個別に定める単位とします。当ファンドのお申込単位については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

**( 7 ) 【申込期間】**

平成28年4月26日から平成28年10月26日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

当ファンドのお申込みは、販売会社で取扱います。販売会社については、下記にお問い合わせください。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ：<http://www.baring.com/jp>

**( 9 ) 【払込期日】**

受益権の取得申込者は、お申込代金を、販売会社の定める期日までにお支払いください。（詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。）

販売会社が受益権の取得申込者から受付けたお申込代金は、当該申込みにかかる追加信託が行われる日に販売会社より、ベアリング投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下、「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

受益権の取得申込者は、お申込代金を、お申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（ 1 2 ） 【 その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ 参 考 ）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

## ファンドの目的

当ファンドは、主としてベアリング全ヨーロッパ好配当利回り株マザーファンド（以下「マザーファンド」ということもあります。）受益証券に投資し、安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

## ファンドの信託金の限度額

委託会社は1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

## ファンドの基本的性格

当ファンドにおける、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類による商品分類、属性区分は、以下のようになります。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合 ( )

## 商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
一般 大型株	年2回 年4回	日本 北米	ファンド・オブ・ ファンズ	( )
中小型株	年6回	欧州		なし
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット属性	( )	(中東) エマージング		
( )				
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(株式 一般))				
資産複合				
( )				

## 属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（株式 一般））	目論見書または信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
欧州	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジあり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載していません。商品分類および属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

1

主としてベアリング全ヨーロッパ好配当利回り株マザーファンド受益証券への投資を通じて、MSCIオール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックスに採用されている国・地域の株式を主要投資対象とします。

※ただし、上記インデックスに採用されていない国・地域の株式に投資することもあります。また、上記インデックスに採用されている構成国の変更に伴い、投資対象国が変わる場合もあります。

2

銘柄の選定にあたっては、財務の健全性や流動性、業績動向や株価の割安度等とともに、配当方針および配当利回りを考慮して行います。

3

実質組入外貨建資産については、原則として、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

4

年4回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

決算日：毎年1月、4月、7月、10月の各26日(休業日の場合は翌営業日)



※上記は収益分配のイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

5

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジ取引とマザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に運用指図に関する権限を委託します。

## 主な投資対象

■MSCIオール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックスに採用されている国・地域の株式を主要投資対象とします。

■新興国を含め、欧州の幅広い国々を投資対象とし、魅力的な投資機会の発掘に努めます。



■ MSCIオール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックス構成国

MSCIオール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックス構成国  
(2016年1月末現在 21ヵ国)

アイルランド	スウェーデン	ハンガリー
イギリス	スペイン	フィンランド
イタリア	チェコ	フランス
オーストリア	デンマーク	ベルギー
オランダ	ドイツ	ポーランド
ギリシャ	トルコ	ポルトガル
スイス	ノルウェー	ロシア

上記は投資対象国の一例であり、これら全ての国々へ投資するわけではありません。また、上記に表示されていない国へも投資する場合があります。

※投資対象国は、組入有価証券の価格変動や投資方針に基づく保有銘柄の変更などにより変動します。

左図に表示している国旗の国は2016年1月末現在のマザーファンドの主な投資国の一例です。

出所：ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド

資金動向および市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。



## ベアリングについて

## About Barings

## 日本における拠点: ベアリング投信投資顧問株式会社

1982年に東京に事務所を開設して以来、1996年には国内で投資信託の運用を開始するなど、長期にわたり幅広いお客様へ資産運用サービスを提供しています。

## ■ 250年を超える豊かな経験

ベアリング・アセット・マネジメントの歴史は、その前身である貿易商社ベアリング・ブラザーズ・アンド・カンパニーがロンドンのシティで設立された1762年まで遡ることができます。

## ■ 日本との関係

日本との関係についてもその始まりは古く、1870年代に始まった日英間の貿易取引が最初の関わりになります。

## ■ 伝統と競争力

創業以来、豊富な投資経験とノウハウに裏打ちされるプロフェッショナル集団として、最高品質の投資商品と優れた金融サービスを提供し、お客様の目標を実現することに専念してきました。ベアリング・アセット・マネジメントは、世界の資産運用会社の中でも伝統があり競争力のある存在として認知されています。



日露戦争後の1907年に、ベアリングは、ロシア政府が日本政府に対して行った約500万ポンドの戦争補償金の支払いを取りまとめました。写真は、その際に振り出された小切手です。

(ベアリング古文書資料館所蔵)

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)は、英国ロンドンを本拠地として250年を超える歴史と伝統を有し、世界主要市場に展開する資産運用グループであるベアリング・アセット・マネジメント・グループの英国運用拠点です。同社は、欧州株式市場において、長期にわたる運用実績と高い運用能力ならびにトレーディング能力を有しており、運用の効率化の観点から委託会社はマザーファンドの運用にあたって運用指図に関する権限を同社に委託しております。

※ベアリング・アセット・マネジメントは、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)及びベアリング投信投資顧問株式会社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループを指します。

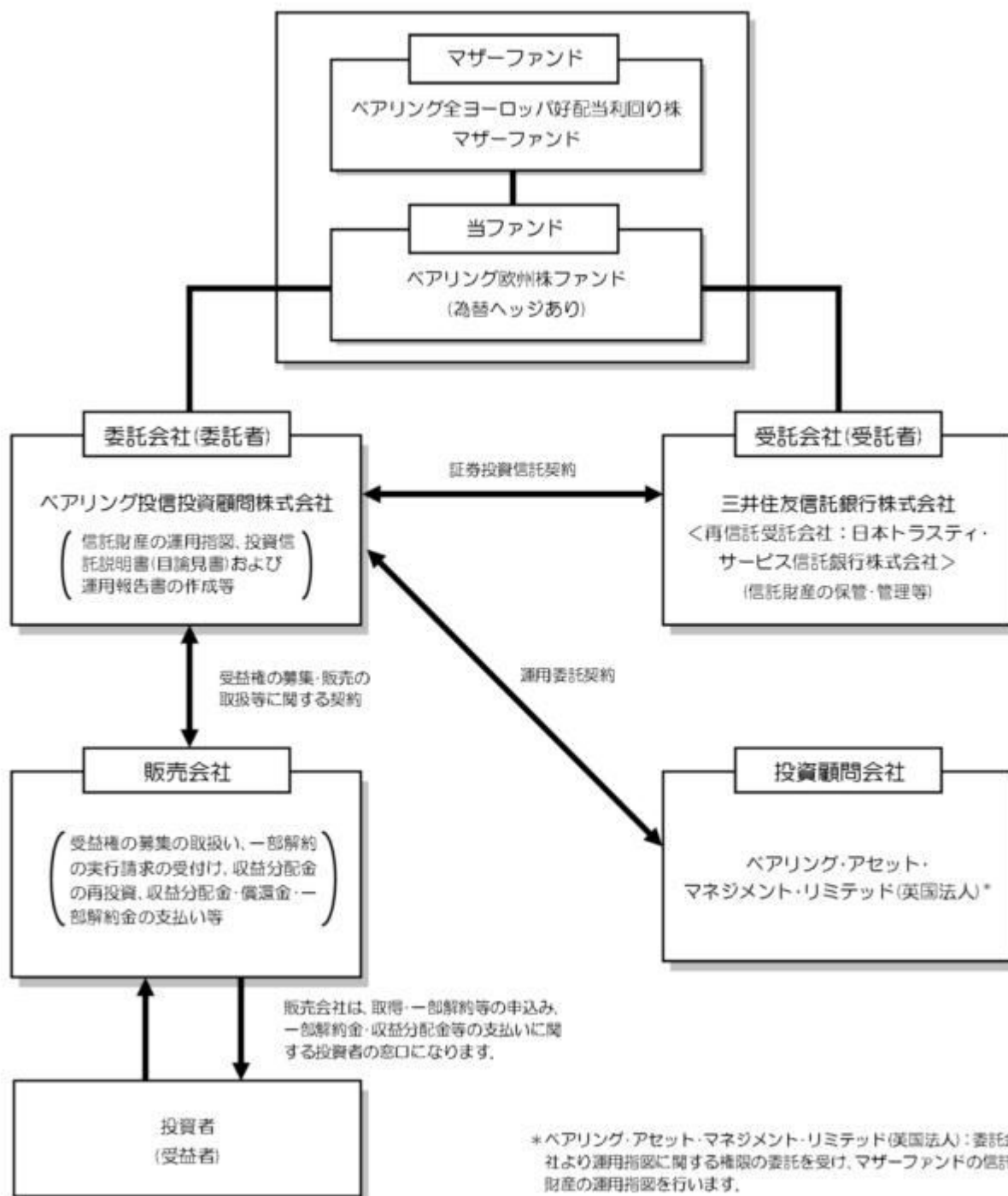
## (2) 【ファンドの沿革】

平成27年6月8日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み





## 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

### 1. 受託会社と締結している契約

証券投資信託契約が締結されており、証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

### 2. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

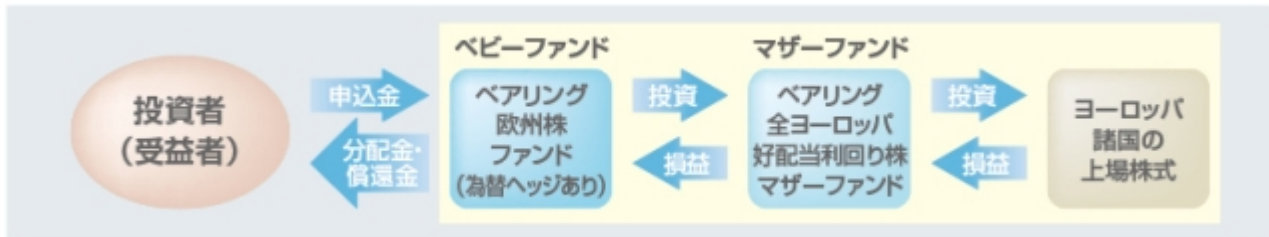
### 3. 投資顧問会社と締結している契約

運用指図に関する権限の一部を委託する契約が締結されており、運用指図の権限委託およびその内容、投資顧問報酬等が定められています。

## &lt;ファミリーファンド方式の仕組み&gt;

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者（受益者）の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



## 委託会社等の概況

## 1. 資本金の額

平成28年1月末日現在 資本金 2億5,000万円

## 2. 委託会社の沿革

昭和57年1月 ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社東京駐在員事務所を開設  
 昭和61年1月 日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立  
 昭和62年2月 関東財務局に投資顧問業者として登録  
 昭和62年6月 投資一任契約業認可取得  
 平成7年1月 ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更  
 平成7年9月 ベアリング投信株式会社に商号を変更  
 平成7年11月 投資信託委託業認可取得  
 平成11年4月 ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更  
 平成19年9月 投資助言・代理業、投資運用業登録  
 平成21年6月 第二種金融商品取引業登録

## 3. 大株主の状況

（平成28年1月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マネジメント （アジア）ホールディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen's Road, Central, Hong Kong	5,000株	100.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

当ファンドは、主としてベアリング全ヨーロッパ好配当利回り株マザーファンド受益証券に投資し、安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

## 運用方法

## 1. 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

\* マザーファンドは、MSCIオール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックスに採用されて

いる国・地域の株式を主要投資対象とします。ただし、MSCIオール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックスに採用されていない国・地域の株式に投資することもあります。また、MSCIオール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックスに採用されている構成国の変更に伴い、投資対象国が変わる場合もあります。

## 2. 投資態度

- 1) 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、MSCIオール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックスに採用されている国・地域の株式の中から予想配当利回りが当該インデックスの平均（加重平均、今期予想ベース）と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資し、安定した配当収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 2) 銘柄の選定にあたっては、財務の健全性や流動性、業績動向や株価の割安度、配当方針等を考慮して行います。
- 3) 原則として、株式の実質組入比率は高位とする方針ですが、市場環境等によっては株式の実質組入比率が高位とならない場合があります。
- 4) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- 5) マザーファンドの運用および当ファンドでの実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジ取引にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に運用指図に関する権限を委託します。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。
- 7) マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。
- 8) ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a. 有価証券
  - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
  - c. 金銭債権
  - d. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資

することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下この において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

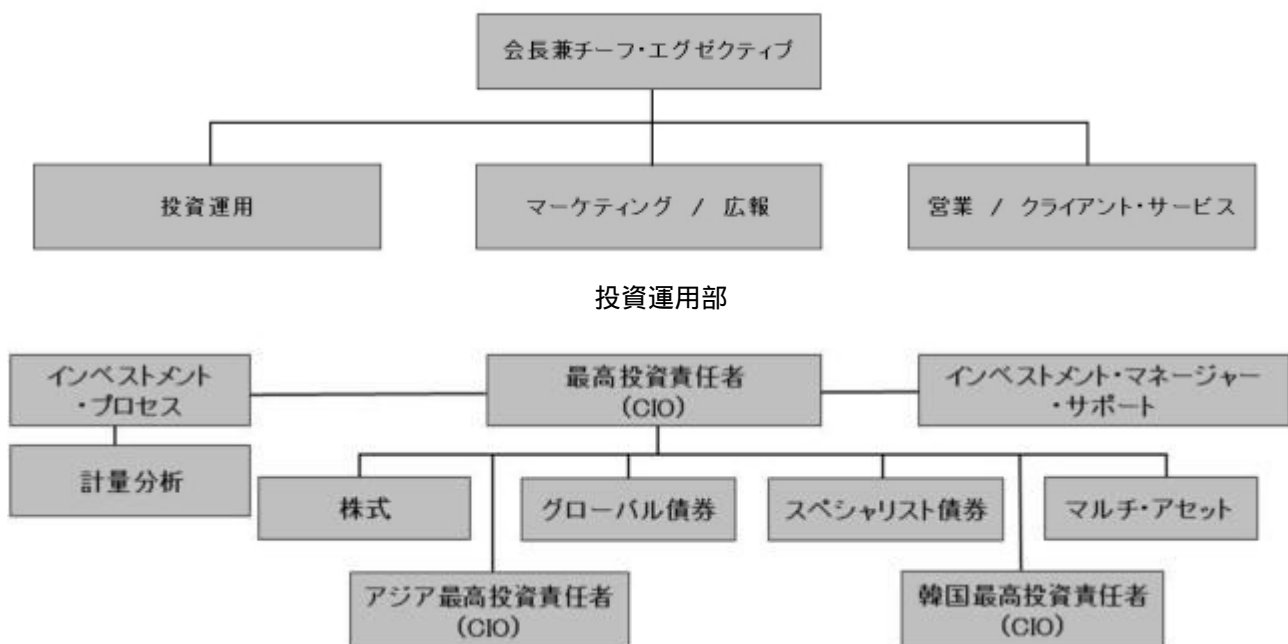
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

当ファンドでの実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジ取引およびマザーファンドの運用にあたっては、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に運用指図に関する権限の一部を委託します。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京などの世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、グローバルな運用体制を敷いています。

#### <ベアリング・アセット・マネジメント・グループの運用組織> 運用/営業部門



#### <マザーファンドの運用体制>

英国を拠点とする欧州株式市場の専門家によるチーム運用

マザーファンドは、汎欧州株式運用チームにより運用されています。大型株式運用、小型株式運用、エマージング欧州株式運用等のメンバーは、専門とする国や地域ごとに銘柄の調査と分析を担当します。当ファンドに組入れる銘柄は、チームの討議と検証を経て行われます。

大型株式、小型株式、エマージング欧州株式等の運用担当に、戦略政策グループを加えたベアリング・アセット・マネジメント・グループ内の株式運用チームの総力を結集した運用体制のもとでポートフォリオの構築を行います。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされま

す。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用考査委員会に報告されます。委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

上記の運用体制は、平成28年1月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### （４）【分配方針】

原則として、毎決算日（原則として年４回の毎決算時（1月、4月、7月、10月の各26日。ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づき収益の分配を決定します。

- 1．分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用等、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用等、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

#### （５）【投資制限】

##### < 信託約款で定める投資制限 >

投資する株式等の範囲（約款第19条）

- 1．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所が開設する市場に上場（取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2．前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

株式への投資制限（約款「運用の基本方針」）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（約款「運用の基本方針」および第16条第4項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第20条）

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第25条）

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券への投資制限（約款「運用の基本方針」および第16条第5項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第29条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（約款第30条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の



割合を乗じて得た額をいいます。

#### 信用取引の運用指図（約款第21条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2．前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 4．第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 先物取引等の運用指図（約款第22条）

- 1．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 2．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図（約款第23条）

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第26条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)および2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - 1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2．前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図するものとします。

#### 資金の借入れ（約款第36条）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う

支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 前1.の資金借入額は、次の1)および2)に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1) 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3. 前2.の一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

5. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

信用リスクの集中回避(約款「運用の基本方針」)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第16条の2)

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。

#### < 法令で定める投資制限 >

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の所得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### < ご参考 >

「親投資信託 ベアリング全ヨーロッパ好配当利回り株マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

##### 1. 基本方針

この投資信託は、主として東欧・ロシアを含むヨーロッパの株式に投資し、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指します。

##### 2. 運用方法

### (1) 投資対象

M S C I オール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックスに採用されている国・地域の株式を主要投資対象とします。ただし、M S C I オール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックスに採用されていない国・地域の株式にも投資することもあります。また、M S C I オール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックスに採用されている構成国の変更に伴い、投資対象国も変わる場合もあります。

### (2) 投資態度

主としてM S C I オール・カンントリー・ヨーロッパ・インデックスに採用されている国・地域の株式の中から予想配当利回りが当該インデックスの平均（加重平均、今期予想ベース）と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資し、安定した配当収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

銘柄の選定にあたっては、財務の健全性や流動性、業績動向や株価の割安度、配当方針等を考慮して行います。

原則として、株式の組入比率は高位とする方針ですが、市場環境等によっては株式の組入比率が高位とならない場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 3. 運用制限

(1) 株式への投資割合には制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3) 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(8) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

(9) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

(10) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

(11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3【投資リスク】

## (1) 投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じてヨーロッパ諸国の上場株式など価格の変動する有価証券等を実質的な投資対象とします（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

### 株式の価格変動リスク

当ファンドは株式等に投資しますので、当ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は発行企業の業績、所属国・地域および世界の政治・経済情勢、市場の需給を反映して変動します。

### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。このような場合には損失を被るリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼします。

### 信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行会社が業績悪化、経営不振、倒産等に陥った場合には、その影響を受けて当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

### 為替変動リスク

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、為替ヘッジ対象通貨の範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

### カントリーリスク

当ファンドはヨーロッパ諸国・地域の株式市場に投資を行うため以下のようなリスクが想定されます。

- ・当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・投資先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合、一般に先進国と比べて市場規模が小さいこと、また特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定されます。

### 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

### ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

### その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、ならびにすでに受け付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すこ

とがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## (2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

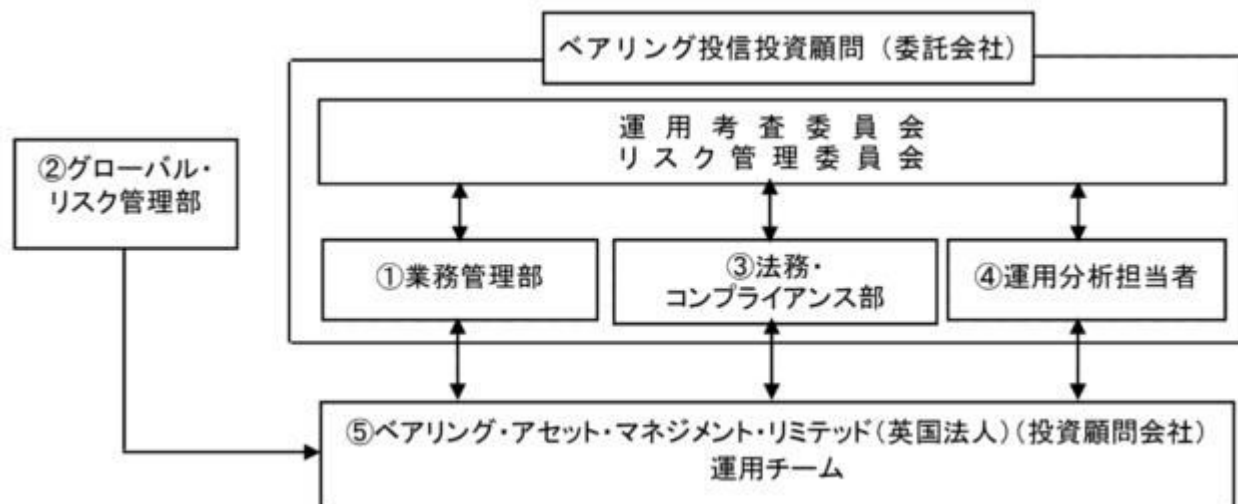
### < 収益分配金に関する留意点 >

- ・ 収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。
- ・ 投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (3) 投資リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。



### 業務管理部（委託会社）

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令、諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

### グローバル・リスク管理部（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）（投資顧問会社））

グローバル・リスク管理部は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループ独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。

法務・コンプライアンス部（委託会社）

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

運用分析担当者（委託会社）

運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用審査委員会に報告します。

運用チーム（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）（投資顧問会社））

運用チームは上記 、 、 および の報告、助言を受けて必要に応じ、ポートフォリオの改善を行います。

上記の投資リスクの管理体制は平成28年1月末日のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移

※分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

※当ファンドは設定1年未満であるため、年間騰落率を表示していません。

当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2011年2月～2016年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、代表的な資産クラスについて表示したものです。

## &lt;代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数&gt;

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ○各指数について

・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が発売した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が発売した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

Citigroup Index LLCが発売した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが発行、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める



率を乗じて得た額とします。申込手数料についてはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明および事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社によっては、当ファンドと「ベアリング欧州株ファンド」の間で、スイッチング（乗換え）できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

スイッチングを行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。

販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合およびスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

申込不可日にはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

## （２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

## （３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6308%（税抜1.51%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬にかかる委託会社、販売会社および受託会社への配分は次の通りです。（運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）

支払先	内訳（年率）	主な役務の内容
委託会社	0.702% （税抜0.65%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	0.864% （税抜0.80%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.0648% （税抜0.06%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

なお、委託会社の報酬には、当ファンドでの実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジ取引と当ファンドが主として投資するマザーファンドの外部委託先である投資顧問会社（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人））への運用報酬（年率0.3125%以内）が含まれません。

前記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

前記の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

## （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額は、1月および7月に到来する毎計算期間末の純資産総額に対し0.0025704%（税抜0.00238%）を乗じて得た額が、その翌日から始まる計算期間を通じて毎日計上され、1月および7月に到来する毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。ただし、設定日から第5計算期間終了日（平成28年7月26日）までにかかる信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額については、委託者が支弁します。ただし、当該料率を乗じて得た額が、

308,572円（税抜285,715円）に満たない場合は、308,572円（税抜285,715円）とします。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、<sup>①</sup>の手数料等（借入金の利息を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

上記<sup>②</sup>以外の「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）～（４）の手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者（受益者）の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

### １）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

### ２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

<sup>\*</sup>解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

### １）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

### ２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

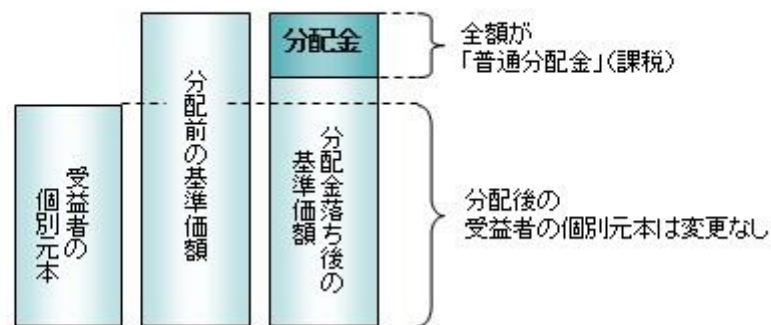
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

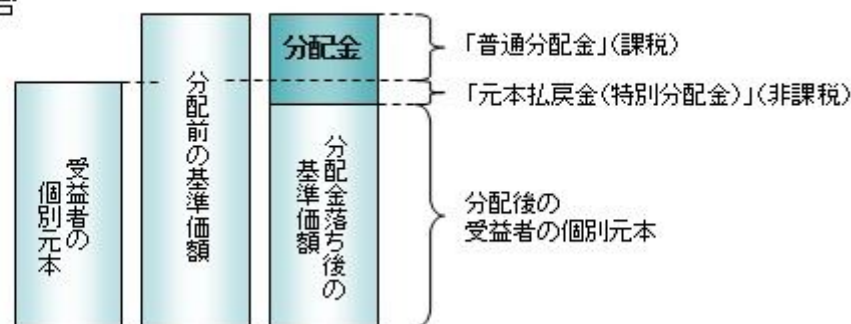
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

##### イ) の場合



##### ロ)、ハ) の場合



上記は平成28年1月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【ベアリング欧州株ファンド（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2016年 1月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	597,545,591	102.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		14,379,889	2.47
合計（純資産総額）		583,165,702	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		9,014,720	1.55
	売建		578,896,540	99.27

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ペアリング全ヨーロッパ好配当利回り株マザーファンド	491,726,129	1.1740	577,287,534	1.2152	597,545,591	102.47

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	102.47
合計	102.47

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	英ポンド	買建	52,000.00	8,723,520	9,014,720	1.55
	ユーロ	売建	2,811,000.00	360,398,310	371,557,980	63.71
	英ポンド	売建	1,196,000.00	200,640,960	207,338,560	35.55

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末（2015年 7月27日）	198	198	1.0030	1.0030
第2特定期間末（2016年 1月26日）	580	580	0.8901	0.8901
2015年 6月末日	16		0.9811	
7月末日	222		1.0041	
8月末日	396		0.9581	
9月末日	409		0.9102	
10月末日	484		0.9751	
11月末日	550		0.9786	
12月末日	607		0.9596	
2016年 1月末日	583		0.8941	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2015年 6月 8日～2015年 7月27日	0.0000
第2特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	2015年 6月 8日～2015年 7月27日	0.30
第2特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	11.26

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2015年 6月 8日～2015年 7月27日	197,945,900	0
第2特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	462,765,003	9,105,618

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

## ベアリング全ヨーロッパ好配当利回り株マザーファンド

以下の運用状況は2016年 1月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	イギリス	1,288,915,394	32.57
	フランス	704,938,932	17.82
	ドイツ	592,235,029	14.97
	スイス	369,823,784	9.35
	スウェーデン	285,009,191	7.20
	イタリア	199,501,282	5.04
	ベルギー	118,872,551	3.00
	ケイマン	79,800,571	2.02
	ルクセンブルク	70,788,645	1.79
	スペイン	69,126,767	1.75
	トルコ	68,027,047	1.72
	ポルトガル	37,666,309	0.95
	小計	3,884,705,502	98.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		72,270,951	1.83
合計（純資産総額）		3,956,976,453	100.00

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	ヘルスケア	50,138	2,362.69	118,460,671	2,455.14	123,096,193	3.11
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	ヘルスケア	16,171	7,373.18	119,231,813	7,545.08	122,011,616	3.08
フランス	株式	TOTAL S.A.	エネルギー	21,184	5,474.72	115,976,646	5,315.21	112,597,547	2.85
ドイツ	株式	PROSIEBEN SAT.1 MEDIA SE-REG	一般消費財・サービス	18,575	6,102.09	113,346,493	5,935.35	110,249,278	2.79
イギリス	株式	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	生活必需品	17,099	5,728.35	97,949,105	6,342.24	108,446,095	2.74
ドイツ	株式	DAIMLER AG-REGISTERED SHARE	一般消費財・サービス	12,596	10,618.21	133,747,038	8,444.34	106,364,923	2.69

フランス	株式	AXA SA	金融	33,800	3,185.97	107,685,944	2,928.22	98,974,051	2.50
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	263,837	410.49	108,303,140	373.69	98,594,887	2.49
スイス	株式	UBS GROUP AG	金融	46,873	2,502.91	117,319,193	1,973.09	92,484,694	2.34
スイス	株式	CEMBRA MONEY BANK AG	金融	11,802	7,051.86	83,226,088	7,278.38	85,899,453	2.17
フランス	株式	BOUYGUES SA	資本財・サービス	18,196	4,497.47	81,835,995	4,714.50	85,785,113	2.17
スイス	株式	GIVAUDAN-REG	素材	383	208,689.96	79,928,255	221,629.97	84,884,282	2.15
イギリス	株式	PERSIMMON PLC	一般消費財・サービス	24,663	3,390.55	83,621,187	3,419.32	84,330,911	2.13
イギリス	株式	BG GROUP PLC	エネルギー	45,945	1,814.24	83,355,512	1,812.07	83,255,593	2.10
イギリス	株式	ST JAMES'S PLACE PLC	金融	51,414	1,561.68	80,292,385	1,588.16	81,653,941	2.06
フランス	株式	VINCI SA	資本財・サービス	9,809	7,387.96	72,468,524	8,173.39	80,172,810	2.03
ケイマン	株式	PHOENIX GROUP HOLDINGS	金融	54,217	1,478.81	80,176,989	1,471.87	79,800,571	2.02
スウェーデン	株式	SKANSKA AB-B SHS	資本財・サービス	34,598	2,526.53	87,413,021	2,287.80	79,153,650	2.00
フランス	株式	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	資本財・サービス	15,436	5,390.75	83,211,726	4,903.50	75,690,534	1.91
イタリア	株式	SNAM SPA	公益事業	113,011	599.49	67,749,486	669.44	75,654,202	1.91
ベルギー	株式	TELENET GROUP HOLDING NV	一般消費財・サービス	12,303	6,893.84	84,814,923	6,129.38	75,409,808	1.91
イギリス	株式	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	金融	184,032	453.26	83,415,799	406.67	74,841,122	1.89
ドイツ	株式	FREENET AG	電気通信サービス	20,248	4,149.04	84,009,790	3,686.22	74,638,609	1.89
イギリス	株式	INMARSAT PLC	電気通信サービス	40,927	1,627.33	66,601,887	1,815.54	74,304,696	1.88
イギリス	株式	GREENCOAT UK WIND PLC	公益事業	414,094	195.40	80,915,583	179.21	74,210,209	1.88
スウェーデン	株式	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	金融	64,760	1,449.14	93,846,913	1,136.80	73,619,168	1.86
ルクセンブルク	株式	SES	一般消費財・サービス	22,656	3,748.24	84,920,179	3,124.49	70,788,645	1.79
スウェーデン	株式	VOLVO AB-B SHS	資本財・サービス	63,105	1,302.10	82,169,280	1,098.43	69,316,615	1.75
スペイン	株式	RED ELECTRICA CORPORACION S.A.	公益事業	7,111	9,609.79	68,335,231	9,721.10	69,126,767	1.75
トルコ	株式	TURK TRAKTOR VE ZIRAAT MAKINELERIAS	資本財・サービス	23,547	2,804.99	66,049,217	2,888.98	68,027,047	1.72

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.95
		素材	5.04
		電気通信サービス	7.83
		公益事業	8.58
		金融	28.16
		生活必需品	5.57
		資本財・サービス	14.73
		一般消費財・サービス	15.42



	ヘルスケア	7.90
合計		98.17

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

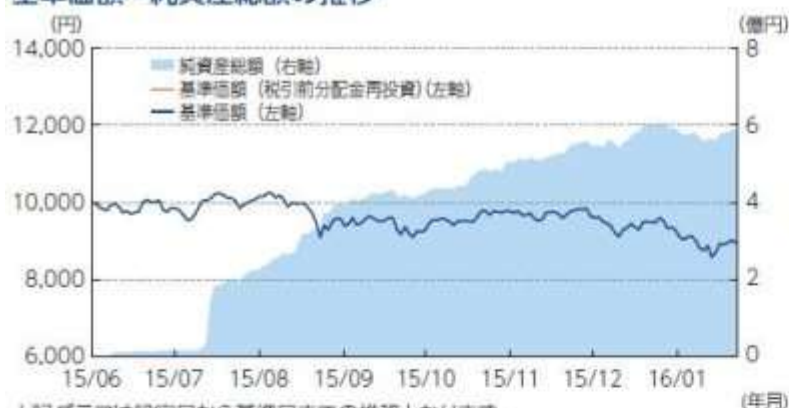
#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 参考情報

# 運用実績

## 基準価額・純資産総額の推移



上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。  
基準価額は信託報酬控除後です。

基準日	2016年 1月29日
設定日	2015年 6月 8日

基準価額	8,941円
純資産総額	5.8億円

### 分配の推移 (税引前、1万口当たり)

第1期	2015年 7月	0円
第2期	2015年10月	0円
第3期	2016年 1月	0円
設定来累計		0円

## 主要な資産の状況

### <組入上位10銘柄> (マザーファンド)

銘柄名	国・地域名	業種	比率 (%)
1 グラクソ・スミスクライン	イギリス	ヘルスケア	3.1
2 アストラゼネカ	イギリス	ヘルスケア	3.1
3 トタル	フランス	エネルギー	2.8
4 プロジーベンザット1メディア	ドイツ	一般消費財・サービス	2.8
5 インベリアル・タバコ	イギリス	生活必需品	2.7
6 ダイムラー	ドイツ	一般消費財・サービス	2.7
7 アクサ	フランス	金融	2.5
8 ボーダフォン・グループ	イギリス	電気通信サービス	2.5
9 UBSグループ	スイス	金融	2.3
10 センブラ・マネーバンク	スイス	金融	2.2

※比率はマザーファンドの対純資産総額。  
※国・地域名は発行地(法人登録国)ベース。

### <国別構成比率> (マザーファンド)

国・地域名	比率 (%)
1 イギリス	32.6
2 フランス	17.8
3 ドイツ	15.0
4 スイス	9.3
5 スウェーデン	7.2
6 イタリア	5.0
7 ベルギー	3.0
8 ケイマン	2.0
9 ルクセンブルク	1.8
10 スペイン	1.7
11 トルコ	1.7
12 ポルトガル	1.0
現金等	1.8
合計	100.0

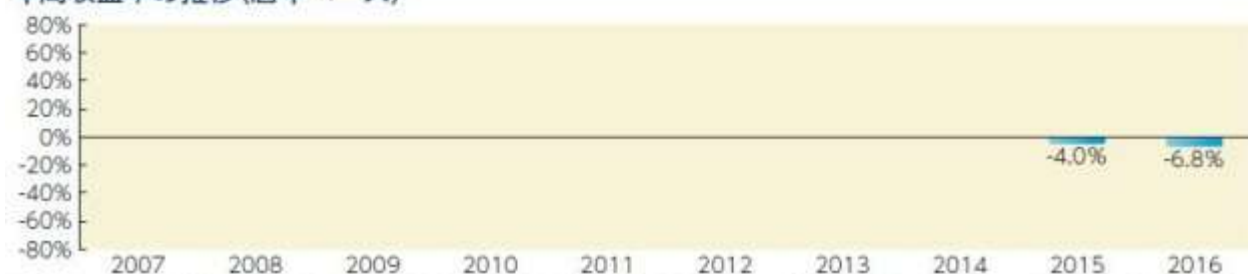
※比率はマザーファンドの対純資産総額。  
※国・地域名は発行地(法人登録国)ベース。

### <業種別構成比率> (マザーファンド)

業種	比率 (%)
1 金融	28.2
2 一般消費財・サービス	15.4
3 資本財・サービス	14.7
4 公益事業	8.6
5 ヘルスケア	7.9
6 電気通信サービス	7.8
7 生活必需品	5.6
8 素材	5.0
9 エネルギー	4.9
現金等	1.8
合計	100.0

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2015年は設定日(6月8日)から年末までの収益率、2016年は1月29日までの収益率を表示しています。  
※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。  
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権取得のお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、取得申込日がロンドン（英国）の銀行休業日と同日の場合には、お申込みの受け付けはいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、信託設定により生じた受益権および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益分配がなされた場合に収益分配金を受取る「分配金受取コース」と、収益分配金は原則として税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2コースがあります。取扱いコースは販売会社により異なる場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部  
電話番号：03 - 3501 - 6381  
受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで  
ホームページ <http://www.baring.com/jp>
- (4) 申込単位は販売会社が定める単位とします。当ファンドのお申込単位については、お申込みの販売会社までお問い合わせください。なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部  
電話番号：03 - 3501 - 6381  
受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで  
ホームページ <http://www.baring.com/jp>
- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額とします。
- (6) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 販売会社によっては、当ファンドと「ベアリング欧州株ファンド」の間で、スイッチング（乗換え）できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際

は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

(4) 一部解約のお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、一部解約の実行の請求日が、ロンドン（英国）の銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受け付けはいたしません。

(5) 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 1. 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

当ファンドは、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

株式：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

##### 2. 基準価額の算定と公表

a. 基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

b. 委託会社および販売会社に基準価額を問い合わせることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成27年6月8日から無期限とします。

#### (4)【計算期間】

1. 当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月27日から4月26日まで、4月27日から7月26日まで

で、7月27日から10月26日まで、10月27日から翌年1月26日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日より平成27年7月27日までとし、第2計算期間はその翌日から開始されるものとします。

2. 前項の場合において、計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

#### (5)【その他】

##### 信託契約の解約（繰上償還）

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合は、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示したときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
  - a. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる時。
  - b. 信託期間前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - c. やむを得ない事情が発生したとき。
2. 前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、次の事象が起きた時、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
  - a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託契約の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

##### 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）については、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託の併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定に従います。

## 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
  - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2. において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 関係法人との契約の更改等

1. 委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（「受益権の募集・販売ならびに収益分配金及び償還金の支払等に関する契約」（異なる名称で同様の権利義務を規定するものを含みます。））は、期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、契約期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。
2. 委託会社は、「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、当ファンドでの実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジ取引とマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を投資顧問会社に委託し、投資顧問会社は同契約に定めるところにより、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約の期間は12ヶ月で、期間満了時に自動更新されます。ただし、いずれかの当事者が1ヶ月を下らない期間において書面にて解約の通知をした場合、契約を終了することができます。

## 受託会社の辞任に伴う取扱い

1. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
2. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。この場合には、再信託

に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知っている受益者に交付いたします。運用報告書（全体版）については委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付いたします。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### （1）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として計算期間の末日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資契約」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金のお支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### （2）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

償還金のお支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### （3）一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

### （4）帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第2特定期間（第2期から第3期（平成27年7月28日から平成28年1月26日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2特定期間（第2期から第3期（平成27年7月28日から平成28年1月26日まで））の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【ベアリング欧州株ファンド（為替ヘッジあり）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 特定期間末 (第 1 期計算期間末) (平成 27 年 7 月 27 日現在)	第 2 特定期間末 (第 3 期計算期間末) (平成 28 年 1 月 26 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	198,213,845	578,991,332
派生商品評価勘定	693,186	3,430,912
流動資産合計	198,907,031	582,422,244
資産合計	198,907,031	582,422,244
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	250,568	166,642
未払受託者報酬	4,537	89,515
未払委託者報酬	109,596	2,163,205
流動負債合計	364,701	2,419,362
負債合計	364,701	2,419,362
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	197,945,900	651,605,285
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	596,430	71,602,403
（分配準備積立金）	11,812	1,121,423
元本等合計	198,542,330	580,002,882
純資産合計	198,542,330	580,002,882
負債純資産合計	198,907,031	582,422,244

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1 特定期間 (第1期)		第2特定期間 (第2期から第3期)	
	自	平成27年6月8日 至 平成27年7月27日	自	平成27年7月28日 至 平成28年1月26日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		938,099		94,490,967
為替差損益		442,618		42,853,031
営業収益合計		495,481		51,637,936
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		4,537		149,176
委託者報酬		109,596		3,604,888
営業費用合計		114,133		3,754,064
営業損失（ ）		609,614		55,392,000
経常損失（ ）		609,614		55,392,000
当期純損失（ ）		609,614		55,392,000
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		146,396
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-		596,430
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,206,044		187,677
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		187,677
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,206,044		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		17,140,906
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		17,140,906
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		596,430		71,602,403

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第2特定期間 (第2期から第3期) 自 平成27年 7月28日 至 平成28年 1月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨取引等の処理基準	「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	第1特定期間末 (第1期計算期間末) 平成27年 7月27日現在	第2特定期間末 (第3期計算期間末) 平成28年 1月26日現在
1. 受益権の総数		197,945,900口	651,605,285口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額		-	71,602,403円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		1.0030円 (10,030円)	0.8901円 (8,901円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 (第1期) 自 平成27年 6月 8日 至 平成27年 7月27日	第2特定期間 (第2期から第3期) 自 平成27年 7月28日 至 平成28年 1月26日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 11,373円  (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 374,074円  (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

2. 分配金の計算方法	2. 分配金の計算方法															
当特定期間中の分配可能額及び分配金額 は以下のとおりです。	当特定期間中の分配可能額及び分配金額 は以下のとおりです。															
分配可能額 (円)	分配金額 (円)															
第1期 (自 平成27年 6月 8日 至 平成27年 7月27日) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">596,430</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> </table>		596,430	0			0	第2期 (自 平成27年 7月28日 至 平成27年10月26日) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,812,939</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> </table> 第3期 (自 平成27年10月27日 至 平成28年 1月26日) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,536,841</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> </table>		1,812,939	0		2,536,841	0			0
	596,430	0														
		0														
	1,812,939	0														
	2,536,841	0														
		0														
当特定期間中の分配金の計算過程は以下 のとおりです。	当特定期間中の分配金の計算過程は以下 のとおりです。															
第1期 (自 平成27年 6月 8日 至 平成27年 7月27日) 計算期間末に、経費控除後の配当等収益11,812 円(1万口当たり0.59円)及び、収益調整金 584,618円(1万口当たり29.53円)の分配対象収益 がありますが、分配を行っておりません。	第2期 (自 平成27年 7月28日 至 平成27年10月26日) 計算期間末に、経費控除後の配当等収益 1,127,462円(1万口当たり22.71円)収益調 整金673,688円(1万口当たり13.57円)及び、 分配準備積立金11,789円(1万口当たり 0.23円)の分配対象収益がありますが、分配 を行っておりません。           第3期 (自 平成27年10月27日 至 平成28年 1月26日) 計算期間末に、収益調整金1,415,418円 (1万口当たり21.72円)及び、分配準備積立 金1,121,423円(1万口当たり17.21円) の分配対象収益がありますが、分配を行って おりません。															

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第2特定期間 (第2期から第3期) 自 平成27年 7月28日 至 平成28年 1月26日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引 を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドは、ファミリー・ファンド方式により運用を行っております。したがって、ベビーファンドの金融商品には主要投資対象としている親投資信託受益証券が含まれ、マザーファンドの金融商品には有価証券、デリバティブ取引が含まれております。有価証券は、主として外国株式で構成されており、当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。

### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

### 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

第2特定期間末 (第3期計算期間末) 平成28年 1月26日現在	
1.	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。</p>
2.	<p>時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。</p>

## 金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

第1特定期間（第1期（自 平成27年 6月 8日 至 平成27年 7月27日））

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	938,099
合計	938,099

第2特定期間（第2期から第3期（自 平成27年 7月28日 至 平成28年 1月26日））

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	83,163,897
合計	83,163,897

## （デリバティブ取引に関する注記）

## （通貨関連）

（単位：円）

第1特定期間末 （第1期計算期間末） 平成27年 7月27日現在					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市以 場外 取の 引取 引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	124,717,811	-	124,588,144	129,667
	英ポンド	67,359,101	-	67,046,150	312,951
	合計	-	-	-	442,618

（単位：円）

第2特定期間末 （第3期計算期間末） 平成28年 1月26日現在					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市以 場外 取引 引取 引	為替予約取引 買建				
	英ポンド	8,769,493	-	8,723,520	45,973
	売建				
	ユーロ	361,739,157	-	360,398,310	1,340,847
	英ポンド	202,610,356	-	200,640,960	1,969,396
	合計	-	-	-	3,264,270

## （注）時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 特定期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

（1）特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

（2）特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

\* 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第2特定期間（第2期から第3期（自平成27年 7月28日 至平成28年 1月26日））

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）



第2特定期間（第2期から第3期（自 平成27年 7月28日 至 平成28年 1月26日））

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	期別	第1特定期間末 （第1期計算期間末） 平成27年 7月27日現在	第2特定期間末 （第3期計算期間末） 平成28年 1月26日現在
期首元本額		1,000,000円	197,945,900円
期中追加設定元本額		196,945,900円	462,765,003円
期中一部解約元本額		-	9,105,618円

（4）【附属明細表】

第1． 有価証券明細表

1． 株式

該当事項はありません。

2． 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ベアリング全ヨーロッパ好配当 利回り株マザーファンド	493,178,307	578,991,332	-
合計	-	493,178,307	578,991,332	-

第2． 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3． デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（3）注記表（デリバティブ取引に関する注記）で記載しており、ここでは省略しております。

## （参考）

当ファンドは、「ベアリング全ヨーロッパ好配当利回り株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの各特定期間末日（以下「計算期間末日」という。）及び、各特定期間（以下「計算期間」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## ベアリング全ヨーロッパ好配当利回り株マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成27年 7月27日現在	平成28年 1月26日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		38,224,471	57,370,712
コール・ローン		251,849,681	95,198,040
株式		3,996,923,948	3,750,858,780
未収配当金		4,067,531	2,718,586
未収利息		68	26
流動資産合計		4,291,065,699	3,906,146,144
資産合計		4,291,065,699	3,906,146,144
負債の部			
流動負債			
未払金		3,848,971	46,638,227
未払解約金		20,159,071	139,908
流動負債合計		24,008,042	46,778,135
負債合計		24,008,042	46,778,135
純資産の部			
元本等			
元本		2,997,368,910	3,287,441,470
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,269,688,747	571,926,539
元本等合計		4,267,057,657	3,859,368,009
純資産合計		4,267,057,657	3,859,368,009
負債純資産合計		4,291,065,699	3,906,146,144

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

自 平成27年 7月28日

至 平成28年 1月26日

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 株式

移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。

## ・外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式

原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。

計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。

## 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

## 外国為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。

## 3. 収益及び費用の計上基準

## 受取配当金の計上基準

受取配当金は、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 外貨建取引等の処理基準

「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

(2) 資産・負債の状況は、計算期間末日の平成28年 1月26日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として毎年 7月27日から翌年 7月26日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	対象年月日 平成27年 7月27日現在	平成28年 1月26日現在
1. 受益権の総数	2,997,368,910口	3,287,441,470口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4236円 (14,236円)	1.1740円 (11,740円)

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成27年 7月28日

至 平成28年 1月26日

## 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

## 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に関催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

## 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年 1月26日現在

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

株式

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び未払金等の金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（自 平成27年 6月 8日 至 平成27年 7月27日）

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	448,300,914
合計	448,300,914

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首（平成26年 7月29日）から計算期間末日までの期間に対応するものであります。

（自 平成27年 7月28日 至 平成28年 1月26日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	316,069,774
合計	316,069,774

## （デリバティブ取引に関する注記）

（平成27年 7月27日現在）

該当事項はありません。

（平成28年 1月26日現在）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成27年 7月28日 至 平成28年 1月26日）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

（自 平成27年 7月28日 至 平成28年 1月26日）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

各計算期間における元本額の変動

平成27年 7月27日現在		平成28年 1月26日現在	
期首元本額	2,835,906,074円	期首元本額	2,997,368,910円
期中追加設定元本額	270,076,788円	期中追加設定元本額	540,511,970円
期中一部解約元本額	108,613,952円	期中一部解約元本額	250,439,410円
期末元本額	2,997,368,910円	期末元本額	3,287,441,470円
元本の内訳*		元本の内訳*	
ベアリング F o F s 用 全ヨーロッパ好配当利 回り株オープン（適格 機関投資家専用）	1,286,532,305円	ベアリング F o F s 用 全ヨーロッパ好配当利 回り株オープン（適格 機関投資家専用）	1,150,411,282円
ベアリング欧州株ファ ンド	1,571,602,378円	ベアリング欧州株ファ ンド	1,643,851,881円
ベアリング欧州株ファ ンド（為替ヘッジあ り）	139,234,227円	ベアリング欧州株ファ ンド（為替ヘッジあ り）	493,178,307円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

## 附属明細表

### 第1．有価証券明細表

#### 1．株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	ユーロ	AAREAL BANK AG	16,916	25.48	431,104.26	
		AXA SA	33,800	22.45	758,810.00	
		BANCA GENERALI SPA	18,731	25.16	471,271.96	
		BOUYGUES SA	18,196	35.40	644,138.40	
		COFINIMMO SANV REIT	3,395	96.53	327,719.35	
		COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	15,436	36.59	564,880.42	
		CTT-CORREIOS DE PORTUGAL SA PROVIDES COM	35,512	7.97	283,137.17	
		DAIMLER AG-REGISTERED SHARE	12,596	65.10	819,999.60	
		ENGIE	35,045	14.17	496,762.87	
		FREENET AG	20,248	28.90	585,268.44	
		HAEMATO AG	107,175	4.75	509,617.12	
		HUGO BOSS AG ODR SHS NPV(REGD)	6,549	72.91	477,487.59	
		KTG ENERGIE AG	36,606	11.20	409,987.20	
		MARR SPA	27,152	17.59	477,603.68	
		NATIXIS SA	114,624	4.26	488,298.24	

	PROSIEBEN SAT.1 MEDIA SE-REG	18,575	45.15	838,661.25
	RED ELECTRICA CORPORACION S.A.	7,111	73.25	520,880.75
	SCOR SE	11,983	31.50	377,464.50
	SES	22,656	23.86	540,685.44
	SNAM SPA	113,011	5.02	567,315.22
	SOCIETE GENERALE SA	14,920	34.91	520,857.20
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLD	104,285	4.57	476,582.45
	TELENET GROUP HOLDING NV	12,303	46.73	574,980.70
	TOTAL S.A.	21,184	38.52	816,113.60
	VINCI SA	9,809	61.63	604,528.67
計	銘柄数 :	25		13,584,156.08
				(1,740,809,601)
	組入時価比率 :	45.1%		46.4%
英ポンド	ADMIRAL GROUP PLC	20,210	16.94	342,357.40
	BG GROUP PLC	45,945	9.81	451,042.06
	CLOSE BROTHERS GROUP PLC	31,083	12.63	392,578.29
	GREENCOAT UK WIND PLC	414,094	1.03	426,516.82
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	17,099	35.86	613,170.14
	INFORMA PLC	56,254	6.11	343,993.21
	INMARSAT PLC	40,927	10.70	437,918.90
	INTERSERVE PLC	41,275	4.51	186,150.25
	KIER GROUP PLC	24,320	12.25	297,920.00
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	184,032	2.34	431,923.10
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	53,892	4.17	225,160.77
	PERSIMMON PLC	24,663	19.48	480,435.24
	PHOENIX GROUP HOLDINGS	54,217	8.50	460,844.50
	ST JAMES'S PLACE PLC	51,414	9.09	467,353.26
	TATE&LYLE PLC	46,614	5.95	277,586.37
	VODAFONE GROUP PLC	263,837	2.18	576,483.84
	ASTRAZENECA PLC	16,171	44.40	718,073.25
	GLAXOSMITHKLINE PLC	50,138	14.00	701,932.00
計	銘柄数 :	18		7,831,439.40
				(1,315,055,304)
	組入時価比率 :	34.1%		35.1%
スイスフラン	CEMBRA MONEY BANK AG	11,802	60.80	717,561.60
	GAM HOLDING AG	33,406	13.55	452,651.30

	GIVAUDAN-REG	383	1,837.00	703,571.00
	SYNGENTA AG-REG	1,176	361.30	424,888.80
	UBS GROUP AG	46,873	16.53	774,810.69
計	銘柄数 :	5		3,073,483.39 (358,091,549)
	組入時価比率 :	9.3%		9.5%
スウェーデン クローナ	BOLIDEN AB	37,429	114.20	4,274,391.80
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	64,760	80.40	5,206,704.00
	SKANSKA AB-B SHS	34,598	156.50	5,414,587.00
	VOLVO AB-B SHS	63,105	77.20	4,871,706.00
計	銘柄数 :	4		19,767,388.80 (272,592,291)
	組入時価比率 :	7.1%		7.3%
トルコリラ	TURK TRAKTOR VE ZIRAAT MAKINELERIAS	23,547	69.85	1,644,757.95
計	銘柄数 :	1		1,644,757.95 (64,310,035)
	組入時価比率 :	1.7%		1.7%
合計				3,750,858,780 (3,750,858,780)

- (注) 1. 通貨種類毎の計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 計・合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各計欄の合計額に対する比率であります。

2. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。





## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年 1月29日現在です。

## 【ベアリング欧州株ファンド（為替ヘッジあり）】

## 【純資産額計算書】

資産総額	597,790,818円
負債総額	14,625,116円
純資産総額（ - ）	583,165,702円
発行済口数	652,221,210口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8941円

（参考）

ベアリング全ヨーロッパ好配当利回り株マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	3,957,008,722円
負債総額	32,269円
純資産総額（ - ）	3,956,976,453円
発行済口数	3,256,190,568口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2152円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法に規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2) 受益者名簿

委託会社は受益者名簿を作成しません。

## (3) 受益者に対する特典

ありません。

## (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

## (5) 受益権の不発行

委託会社は、信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## (6) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## (9) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## (10) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

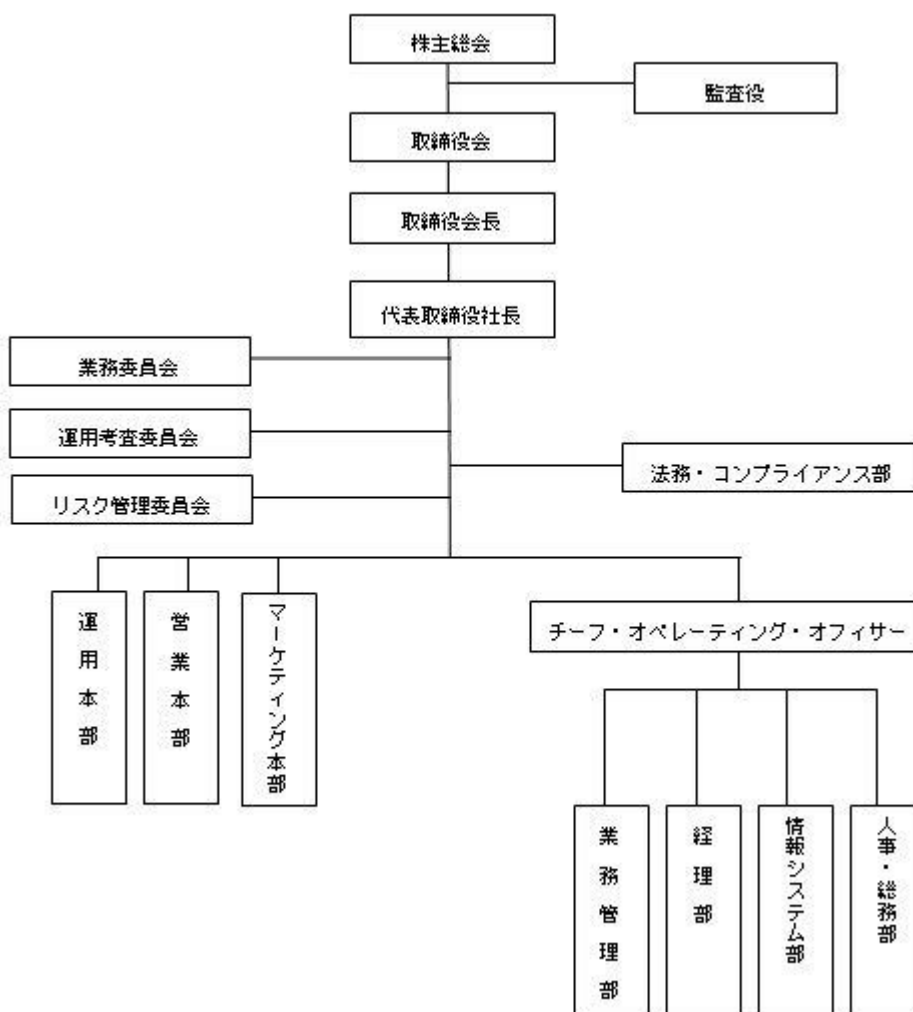
##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額等

平成28年1月末現在の委託会社の資本金の額：	250,000,000円
発行可能株式総数：	12,000株
発行済株式総数：	5,000株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

###### (2) 委託会社等の機構

###### 会社の組織図



#### 経営管理態勢

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとし、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期

は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

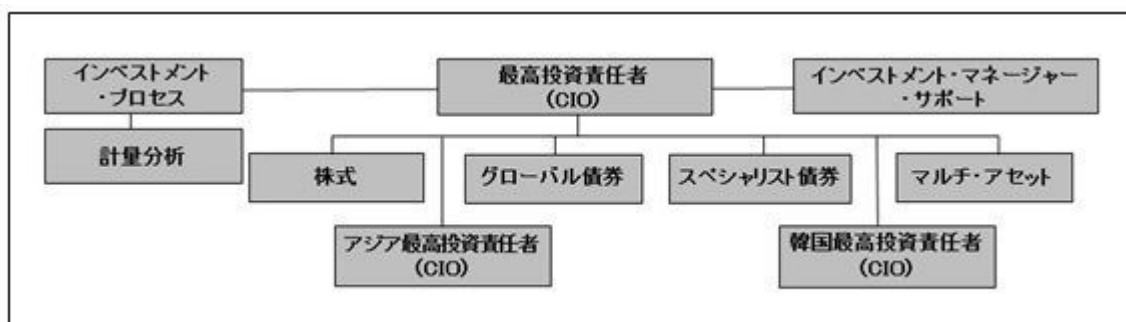
取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役および監査役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとします。取締役会の議事録の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

### 運用の基本プロセス

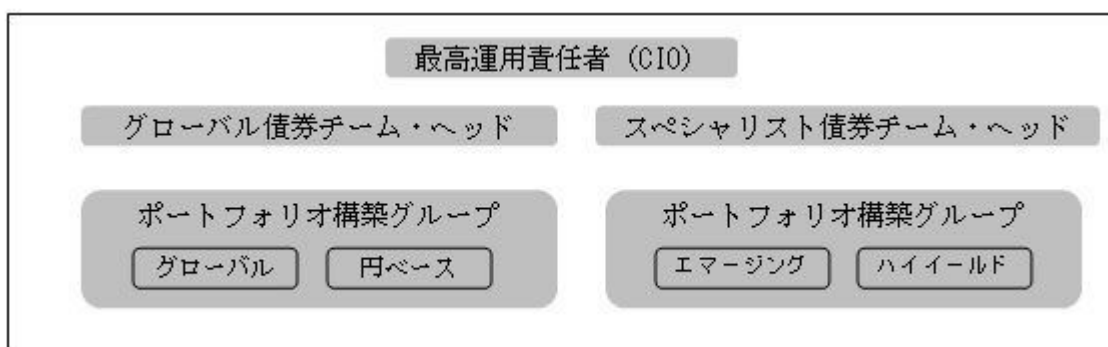
当社は、アジア(除く、日本)株式以外の世界の債券・株式の運用にあたっては、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に、アジア(除く、日本)株式の運用にあたっては、香港のベアリング・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド(香港法人)に、運用指図に関する権限の一部を委託(以下、「運用の外部委託先」)します。

当社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、以下の通りグローバルな運用体制を敷いています。



運用の外部委託先におけるポートフォリオ構築体制は以下のとおりです。

### 債券（通貨を含む）運用体制



### 意思決定プロセスの概要

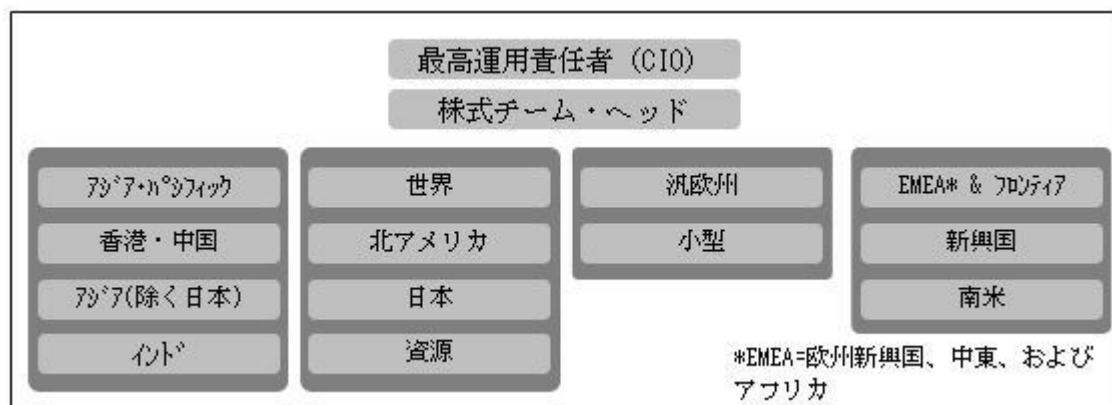
調査：ファンド・マネジャーおよびアナリストは各自担当する市場及び通貨についてトップダウンによ

る綿密なファンダメンタルズ調査を行います。これらの調査を基にマクロ経済に関する複数のグローバル・シナリオを作成します。

投資戦略の決定：各シナリオにおける金利・為替水準およびクレジットのスプレッド水準を予測し、主要市場の期待リターンを導き出します。シナリオ別の最適化とトラッキング・エラー分析を実行し、どのシナリオが実現してもリスクが限定されかつアウトパフォーマンスの確率の高いモデル・ポートフォリオを構築します。なお、取引の執行については、債券専任のトレーダーが行う体制です。

ポートフォリオの構築：モデル・ポートフォリオをファンドのガイドラインに沿って調整し、ポートフォリオを作成します。

#### 株式の運用体制



成長見通しが株価に反映されていない銘柄を探し出し、所定のリスクに対して最も高いリターンをもたらす可能性のある銘柄を選択します。ここではベスト・アイデア（推奨銘柄）による確信度の高いポートフォリオとして表現される銘柄選択能力が極めて重要になります。

「成長性から見て株価が割安な銘柄」（Growth at a Reasonable Price、GARP）を投資哲学としています。企業の長期的な利益成長が株式市場のパフォーマンスの原動力であると考えており、市場に認識されていない成長機会を発掘するには、今後3年から5年で高い利益成長を達成する可能性が高いクオリティ銘柄を特定することが必要不可欠であると考えています。

#### 投資プロセスの概要

投資アイデアの創出	・幅広い分野に広がるベアリングの投資プロフェッショナルによる確信度の高い投資アイデアの創出
企業調査	・市場により認識されていない今後3年から5年の成長性の探究
ポートフォリオの構築	・Quality(高い質)、Growth(高い成長)、Upside(株価上昇期待) ・高い確信度、高いアクティブ・シェア ・総合的なリスク分析
ポートフォリオのモニタリング	・我々の投資哲学および投資プロセスと一貫性が保たれていることを確認するための継続的なモニタリング

#### 企業調査のフレームワーク

社内共通のフレームワークで調査対象銘柄のスコアリングを行い、投資銘柄の選定やモニタリングを実施します。

クオリティ(Quality) 安定的な 業績が持続可能	成長性(Growth) 長期的な アウトパフォーマンスが可能	上昇余地(Upside) 規律ある 利益割引アプローチにより測定
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ビジネス <ul style="list-style-type: none"> <li>- 競争力</li> <li>- 効率性</li> <li>- 安定性</li> </ul> </li> <li>● 経営陣 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 高い経営能力</li> <li>- コミットメント</li> <li>- 株主価値の最大化</li> </ul> </li> <li>● 財務体質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去 3 年間の利益成長</li> <li>● 今後 12 ヶ月間の利益成長</li> <li>● 今後 5 年間の利益成長予想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後 5 年間の予想利益の現在価値</li> <li>● 12 ヶ月先予想 PER <ul style="list-style-type: none"> <li>- 過去との比較</li> <li>- セクターとの比較</li> <li>- 競合他社との比較</li> </ul> </li> <li>● ROEに対するPBRの水準、資本コスト</li> </ul>
Quality(1 から 5 のスコア)	Growth(1 から 5 のスコア)	Upside(1 から 5 のスコア)

なお、取引の執行は、債券は債券専任の、株式は株式専任のトレーダーが行います。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

上記の運用体制等は平成28年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者である委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。
- ・平成28年1月末現在、委託会社は、合計で22本（純資産総額2,509億円）のファンドの運用を行っています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	22	250,858,877,047
合計	22	250,858,877,047

## 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成26年12月31日)		当事業年度 (平成27年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		422,094		410,992
前払費用		20,119		15,496
未収委託者報酬		200,386		198,010
未収運用受託報酬		130,778		123,678
未収収益	* 1	15,668	* 1	8,444
繰延税金資産		52,514		45,918
その他の流動資産		2,921		1,748
流動資産合計		844,484		804,289
固定資産				
有形固定資産				
器具備品	* 2	36,212	* 2	36,538
有形固定資産合計		36,212		36,538
無形固定資産				
電話加入権		1,850		1,850
ソフトウェア		32,027		24,658
無形固定資産合計		33,877		26,508
投資その他の資産				
長期差入保証金		53,353		54,532
長期前払費用		5		-
預託金		1,500		1,800
繰延税金資産		56,458		43,218
投資その他の資産合計		111,317		99,550
固定資産合計		181,407		162,597
資産合計		1,025,891		966,886

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成26年12月31日)		当事業年度 (平成27年12月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		4,635		6,254
未払手数料	* 1	140,027	* 1	140,444



未払委託調査費	* 1	19,920	* 1	18,946
その他未払金		59,089		41,504
リース債務		1,384		1,411
未払費用		23,875		32,908
賞与引当金		116,008		97,900
未払法人税等		3,215		20,276
未払消費税等		30,337		18,742
その他の流動負債		5		10
流動負債合計		398,498		378,399
固定負債				
リース債務		1,730		4,234
退職給付引当金		147,397		126,267
役員退職慰労引当金		793		2,004
固定負債合計		149,921		132,505
負債合計		548,420		510,904
純資産の部				
株主資本				
資本金		250,000		250,000
利益剰余金				
利益準備金		28,587		38,587
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		198,883		167,393
利益剰余金合計		227,471		205,981
株主資本合計		477,471		455,981
純資産合計		477,471		455,981
負債・純資産合計		1,025,891		966,886

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,029,302	1,927,671
運用受託報酬	398,776	393,576
その他営業収益	* 1 76,983	* 1 54,023
営業収益合計	2,505,062	2,375,272
営業費用		

支払手数料	* 1	1,214,549	* 1	1,158,132
広告宣伝費		29,222		44,450
公告費		3,191		-
調査費		88,990		85,096
委託調査費	* 1	74,635	* 1	77,136
委託計算費		83,645		79,640
通信費		5,051		5,188
印刷費		23,004		27,663
協会費		2,750		2,355
営業費用合計		1,525,041		1,479,665
一般管理費				
役員報酬		26,848		42,195
給料・手当		238,431		227,085
賞与		113,452		101,901
交際費		3,189		3,978
旅費交通費		30,189		28,576
福利厚生費		44,587		42,571
人材募集費		23,100		17,179
業務関連委託費用		92,365		107,231
器具備品費		8,948		1,424
租税公課		3,915		3,687
不動産賃借料		70,907		74,110
固定資産減価償却費		16,860		19,975
退職給付費用		18,579		17,012
役員退職慰労引当金繰入額		1,627		1,211
諸経費		41,266		44,667
一般管理費合計		734,269		732,808
営業利益		245,751		162,798
営業外収益				
為替差益		1,756		-
受取利息		32		32
賞与引当金戻入額		10,040		-
法人税等還付加算金		1		2
雑収入		399		1,360
営業外収益合計		12,230		1,395
営業外費用				
為替差損		-		498
その他		-		24

営業外費用合計	-	523
経常利益	257,981	163,670
特別損失		
特別退職金支出額	9,409	3,530
固定資産除却損	- * 2	46
特別損失合計	9,409	3,577
税引前当期純利益	248,572	160,092
法人税、住民税及び事業税	97,241	61,746
法人税等調整額	8,361	19,835
法人税等合計	105,603	81,582
当期純利益	142,968	78,510

### （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	18,587	165,914	184,502	434,502	434,502
当期変動額						
剰余金の配当	-	10,000	110,000	100,000	100,000	100,000
当期純利益	-	-	142,968	142,968	142,968	142,968
当期変動額合計	-	10,000	32,968	42,968	42,968	42,968
当期末残高	250,000	28,587	198,883	227,471	477,471	477,471

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	28,587	198,883	227,471	477,471	477,471
当期変動額						
剰余金の配当	-	10,000	110,000	100,000	100,000	100,000
当期純利益	-	-	78,510	78,510	78,510	78,510
当期変動額合計	-	10,000	31,489	21,489	21,489	21,489
当期末残高	250,000	38,587	167,393	205,981	455,981	455,981

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 3年～15年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 2. 引当金の計上基準

## (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

## (2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (貸借対照表関係)

## 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
未収収益	13,910 千円	7,231 千円
未払手数料	60,903	56,712
未払委託調査費	19,920	18,933

## 2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
器具備品	157,255 千円	153,261 千円

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
その他営業収益	70,524 千円	47,217 千円
支払手数料	253,706	238,933
委託調査費	74,629	77,123

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成26年1月 1日 至平成26年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式(株)	5,000	-	-	5,000

## 2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 3月31日 定時株主総会	普通株式	100,000	20,000	平成25年 12月31日	平成26年 4月30日

当事業年度(自平成27年1月 1日 至平成27年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,000	-	-	5,000

## 2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 3月31日 定時株主総会	普通株式	100,000	20,000	平成26年 12月31日	平成27年 4月30日

(リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

## (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
1年以内	53,128	53,128
1年超	177,096	17,709
合計	230,224	70,838

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

## (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	422,094	422,094	-
(2)未収委託者報酬	200,386	200,386	-
(3)未収運用受託報酬	130,778	130,778	-
(4)未収収益	15,668	15,668	-
(5)長期差入保証金	53,353	53,353	-
資産計	822,281	822,281	-
(1)未払手数料	140,027	140,027	-
(2)未払委託調査費	19,920	19,920	-
負債計	159,947	159,947	-

当事業年度（平成27年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	410,992	410,992	-
(2)未収委託者報酬	198,010	198,010	-
(3)未収運用受託報酬	123,678	123,678	-
(4)未収収益	8,444	8,444	-
(5)長期差入保証金	54,532	54,532	-
資産計	795,657	795,657	-
(1)未払手数料	140,444	140,444	-
(2)未払委託調査費	18,946	18,946	-
負債計	159,391	159,391	-

## (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (資産)

## (1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (負債)

## (1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	422,094	-	-	-
未収委託者報酬	200,386	-	-	-
未収運用受託報酬	130,778	-	-	-
未収収益	15,668	-	-	-
長期差入保証金	-	53,353	-	-
合計	768,928	53,353	-	-

## 当事業年度（平成27年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	410,992	-	-	-
未収委託者報酬	198,010	-	-	-
未収運用受託報酬	123,678	-	-	-
未収収益	8,444	-	-	-
長期差入保証金	-	54,532	-	-
合計	741,125	54,532	-	-

## (有価証券関係)

## 前事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

## 当事業年度（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

## (デリバティブ関係)

## 前事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

## 当事業年度（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
退職給付債務(千円)	147,397	126,267
退職給付引当金(千円)	147,397	126,267

## 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	当事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
退職給付費用(千円)	18,579	17,012

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストックオプション関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
流動の部		
(繰延税金資産)		
一括償却資産償却限度超過	2,197 千円	1,029 千円
未払事業税	462	1,591
未払費用否認	8,509	10,892
賞与引当金	41,345	32,405
繰延税金資産小計	52,514 千円	45,918 千円
固定の部		
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	52,532 千円	40,834 千円
役員退職慰労引当金	282	663
ソフトウェア	3,925	2,383
繰延税金資産小計	56,740	43,881
評価性引当額	282	663
繰延税金資産合計	56,458 千円	43,218 千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	38.01 %	35.64 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.63	10.12
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.92	4.96



評価性引当金計上	2.88	0.24
その他	1.19	0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.48 %	50.96 %

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は7,933千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

#### (持分法損益等)

前事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

該当事項はありません。

#### (企業結合等関係)

前事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

該当事項はありません。

#### (セグメント情報等)

##### セグメント情報

前事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)及び当事業年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

当社は、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

前事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,029,302	398,776	76,983	2,505,062

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,428,078	70,524	6,458	2,505,062

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## 当事業年度（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,927,671	393,576	54,023	2,375,272

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,321,248	47,217	6,806	2,375,272

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	----------	-----------	------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	70,524	未収収益	13,910
						運用委託契約	*2運用委託	253,706	未払手数料	60,903
								74,629	未払委託調査費	19,920

## 当事業年度（自平成27年1月 1日 至平成27年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	47,217	未収収益	7,231
							運用委託契約	*2運用委託	238,933	未払手数料	56,712
								77,123	未払委託調査費	18,933	

## (2) 兄弟会社等

## 前事業年度（自平成26年1月 1日 至平成26年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963 千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	6,458	未収収益	1,758
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	17,878	未払手数料	4,512
							事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	5	未払委託調査費	-
								8,615	その他未払金	2,801	
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	30,109	その他未払金	7,550

## 当事業年度（自平成27年1月 1日 至平成27年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963 千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	6,806	未収収益	1,212
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	17,580	未払手数料	3,996
							事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	13	未払委託調査費	13
								11,336	その他未払金	2,714	
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	23,468	その他未払金	5,508

(注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\* (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。

\* (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

\* (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

\* (4) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

## 2. 親会社に関する注記

Baring Asset Management Ltd.（非上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	当事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	95,494.23円	91,196.27円
1株当たり当期純利益金額	28,593.77円	15,702.03円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	当事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
当期純利益金額(千円)	142,968	78,510
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額 (千円)	142,968	78,510
期中平均株式数(千株)	5	5

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(平成27年9月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	7,007百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573百万円	

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)	80,000千スターリングポンド	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

(2) 販売会社

ファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの頂点に位置するベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）（投資顧問会社）の間接的な子会社です。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日  
ファンドの基本的性格など  
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など  
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など  
目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

(5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の

内容の記載とすることがあります。

- ( 7 ) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- ( 8 ) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年3月14日

ベアリング投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 安藤 通 教 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成28年3月4日

ベアリング投信投資顧問株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 竹内 知 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ベアリング欧州株ファンド(為替ヘッジあり)」の平成27年7月28日から平成28年1月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ベアリング欧州株ファンド(為替ヘッジあり)」の平成28年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。